

江釣子地区交流センター 施設使用申請について

受付時間・平日の午前9時00分～午後5時00分まで
(土、日、祝日、年末年始12/28～1/4、臨時休館日は除きます。)

施設の使用料 【1時間あたり】

施設名	料 金	施設名	料 金
大ホール	940円	2階講義室	200円
大ホール(舞台のみ)	200円	2階会議室	200円
配膳室	200円	2階視聴覚室	310円
1階和室 A・B・C	各100円	3階会議室	410円
		3階調理実習室、和室	410円

設備器具等1回あたりの使用料

備品名	料 金	備品名	料 金
グランドピアノ	2,300円	ライト一式	2,300円
		拡声装置	2,300円

※ 市外の団体が使用する場合は2倍、商行為を行う場合には5倍となります。
商行為とは、物品販売、商品説明会や商品展示会など販売に結びつくもの、月謝をとって行う教室などをいいます。

<使用料が免除となるもの>

- ・江釣子地区にお住まいの皆様のご活動(該当しない場合は通達いたします)
- 例：自治会や各種団体活動、民俗芸能伝承活動、サークル活動等コミュニティ活動
- ・子ども会、スポーツ少年団などの少年団体の活動で使用する時
 - ・市内の障がい者、障がい者団体が使用する時
 - ・詳細は別紙1をご覧ください

<使用料が5割減額となるもの>

- ・市内の高校や専門学校が教育活動で使用する時(部活動での練習等)
- ・教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育活動で使用する時
(団体登録についての問い合わせは、生涯学習文化課(電話：61-3231)へ)
- ・詳細は別紙1をご覧ください

※ 5割減額の場合、1時間あたりの使用料を5割減額して10円未満の端数を切り捨ててから、使用時間を掛ける

【例】310円の5割料金は155円なので10円未満切り捨てで150円×時間
410円の5割料金は205円なので10円未満切り捨てで200円×時間

別紙 1

施設使用料減免

	減免理由	減免基準	減免種類
市関係	「市が主催のため」	1	免除
小学校、中学校、学童保育所 幼稚園、保育園、児童クラブ (学校に事務局があり市教委が 認める上記以外の団体を含む)	「市内の学校であり、教育（保育）活動で使用するため」	2	免除
地域コミュニティ 自治組織関係、各種団体 サークル、グループ	「地域内団体であり、コミュニティ活動で使用するため」	3	免除
少年団体 (スポーツ少年団・子ども会 ボーイスカウト)	「市内の少年団体（子ども会）であり、団体活動として使用する ため」	4	免除
障がい者団体、障がい者	「市内の障がい団体であり、団体活動として使用するため」	5	免除
市の共催 (共催承諾した事業)	「市と共催事業で使用するため」	8	5割減
高校、専門学校 (学校に事務局がある団体を含む)	「市内の高校であり、教育活動で使用するため」	9	5割減
社会教育関係団体 (市教委に登録した団体)	「社会教育関係団体登録しており、社会教育活動で使用するため」	13	5割減
市長が認める団体	「市長が認める団体で、公益目的の活動で使用するため」	14	5割減

※地域コミュニティ以外は市内の団体に適用

江釣子交流センター 会議室収容人数							令和8年4月1日現在
	交流センター	使用料	内線番号	収容人数	机数	椅子数	備考
1階	大ホール	940円	4712	180人	60台 外18台	180個	ステージ下にも収納椅子 140個
	配膳室	200円	—				
	和室 A	100円	4717	30人	10台	座椅子 18台	座布団は、使用後押し入れに収納願います。
	和室 B	100円	4718	30人	12台		
和室 C	100円	30人					
2階	講義室	200円	4724	35人	12台	35個	
	会議室	200円	4725	20人	13台	20個	
	視聴覚室	310円	4722	50人	5台	メモ台付き椅子 46個	
3階	会議室	410円	4731	100人	37台	65個	収納中用椅子 45個 20個/収納外用椅子 72個
	和室	410円	4733	20人	8台	座布団 15枚	座机使用の場合の人数
				30人			机無しの場合の人数
	調理室		4734	24人	調理台 6台	24個	
	団体室	—	4732				

※収容人数について、感染症拡大等により市からの通達で制限を行う場合もあります。
詳しくはお問い合わせください。